

平成 15 年 6 月

医療経済実態調査記入要領

(一般診療所調査票)

中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（一般診療所調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

社会保険による診療を行っている全国の一般診療所を対象とします。ただし、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、刑務所、船内等に設置される一般診療所は除外します。また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター及び夜間診療所等も除外します。

(2) 調査の客体

調査対象となる一般診療所を、病床の有無別、主たる診療科別、有床については介護療養施設サービス事業の有無別、院外処方の有無別、地域別に層化し、それぞれ無作為に1/25を抽出して客体を選定しました。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成15年6月1日から平成15年6月30日までの期間について実施します。

5 調査票の種類

- | | |
|------------|----------|
| (1) 第1 | 基本データ |
| (2) 第2-1、2 | 収支 |
| (3) 第3 | 資産・負債 |
| (4) 第4 | 設備投資 |
| (5) 第5 | 租税公課等の調査 |
| (6) 第6 | 薬剤関係調査 |

6 調査の方法

医療機関の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成15年7月31日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、中医協（〒100-8785東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省内）宛に返送してください。

II 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためにのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。

また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。

- (2) わからないところがあれば、調査事務局〔厚生労働省保険局医療課内（厚生労働省代表電話 03-5253-1111 内線 3287, 3290、FAX 03-3508-2746 又はフリーダイヤル 0120-45-6642、FAX 0120-45-6643）〕に問い合わせください。

- (3) この調査は、医療機関の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、医業と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して医業に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。調査は、医業の経営に関するものに限定しますが、介護保険事業に係る施設サービス、居宅サービスを実施している一般診療所については、その内容についても記入してください。

- (4) 本院、分院等の関係にあつて、会計が一本になっているような場合には、それぞれの病床数、従事者数、患者数などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (5) 一般診療所として調査客体となったが、休・廃止したり、あるいは病院となった場合は、その旨及びその年月日を「第1基本データ」の欄外上部の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入についての注意事項

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は0を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

「第 1 基本データ」の記入要領 (調査票 1、2 頁)

○この調査票の記入については、特に示してあるもののほかは、平成 15 年 6 月 30 日現在の事実について記入してください。

2 現有の医業用建物の建築 (改築) 年月

現有の医業用建物の建築 (改築) 年月 (完成時) を記入してください。建築年月の異なる建物が併存する場合は、主要な建物の建築年月を記入してください。なお、改築年月については、医業用建物の延面積の概ね 50% を超える大規模な改築を行った場合に記入してください。

4 主たる診療科目

広告する診療科目のうち、主たる診療科目について、以下の番号を記入してください。ただし、麻酔科については、医療法第 70 条第 2 項の規定によって麻酔科の広告許可を受けている者のいる施設に限ります。

なお、主たる診療科目の考え方の優先順位は①科目別患者数が多いもの、②院長又は常勤医師 (非常勤医師のみのときは管理医師) の主たる専門科目、③院長が主たる診療科目として判断するものとします。

(診療科目)

医療法において広告が認められている診療科目である。

01 内科	02 呼吸器科	03 消化器科 (胃腸科)	04 循環器科
05 小児科	06 精神科	07 神経科	08 神経内科
09 心療内科	10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 外科
13 整形外科	14 形成外科	15 美容外科	16 脳神経外科
17 呼吸器外科	18 心臓血管外科	19 小児外科	20 産婦人科
21 産科	22 婦人科	23 眼科	24 耳鼻いんこう科
25 気管食道科	26 皮膚科	27 泌尿器科	28 性病科
29 こう門科	30 リハビリテーション科	31 放射線科	32 麻酔科

5 医業用建物の保有形態及び延面積

医業用建物とは、診療所用の建物、看護師宿舍、車庫・倉庫など医業用に使用している全ての建物のことです。

保有形態は、次の区分により該当する番号を○で囲み、その延面積を記入してください。

- 1 自己所有 自己名義である場合 (持家で開業している場合やビル内の一室を購入して開業している場合など)
- 2 賃借 個人、不動産業者からの借家、借室など建物質借による場合 (3 を除く)
- 3 リース リース業者 (①医療用器械などの動産リース業務と②土地、建物などの不動産賃貸業務を行う者) からの建物質借の場合 (2 を除く。)
- 4 その他 上記以外の特殊なケースの場合 (余白に例えば「公有財産」と簡単に説明してください。)

1～4 の保有形態のうち、2 項目以上該当する場合、例えば一棟の建物が自己所有、他の一棟が賃借の場合は 1、2 両方の番号を○で囲み、それぞれの建物の延面積を記入してください。

医業用と住宅用の建物が同一の場合は、住宅部分を除いた面積を記入してください。

8 従事者の状況

①雇用従事者数 (青色専従者である家族を含む)

平成 15 年 6 月 30 日 24 時現在の在籍者で給与の支払を受けている全ての者 (青色事業専従者である家族を含む) を記入してください。

雇用従事者を常勤・非常勤別に「医師」、「看護師・准看護師」、「事務職員」、「その他の職員」に区分して人員数を記入してください。

常 勤	常勤とは、その施設の全診療時間を通じて勤務する者をいいます。
非 常 勤	常勤以外の者、たとえば他の病院、診療所からパートタイムで来ているような者は非常勤としてください。
6 月中の総労働時間	非常勤職員の平成15年6月1か月間の総労働時間数（1時間未満は切り捨て）を職種ごとに記入してください。たとえば、非常勤職員が複数の場合は、全員の月間労働時間を合算した時間数を記入します。
(注) 非常勤の人員数については、次の計算により「中医協事務局」にて常勤換算いたします。 $\text{非常勤職員等の常勤職員換算} = \frac{\text{非常勤職員等の1ヶ月間の実労働時間}}{\text{常勤職員の所定労働時間}}$ (注1) 個々の非常勤職員等の人員換算を合計し、小数点第2位以下を切り捨てる。 (注2) 1人の非常勤職員等の実労働時間が常勤職員の所定労働時間を超えた場合は「1人」とし算定する。 (注3) 週あたりの所定労働時間が32時間未満の場合は、32時間を所定労働時間として計算する。	
医 師 [個人立の開設者本人を除く]	個人立診療所の場合、開設者を除いた医師の人数を記入してください。
(うち) 青色専従者数	個人立診療所で、青色事業専従者として給与を支払われる家族は、雇用従事者数の人員に含め、青色事業専従者の数を記入してください。
常勤職員1人当たり1週間 平均の所定労働時間 (個人立の開設者本人を除く)	非常勤職員の常勤換算の際に必要となりますので、1週間あたりの常勤職員の者1人当たりの所定労働時間の平均を記入してください。なお、 <u>個人立診療所の場合、開設者本人を除いて記入してください。</u>
②無給の家族従事者	開設者から給与を支給されていないが、診療所業務に従事している家族従事者について「医師」、「医師以外の者」に区分して人員数を記入してください。なお、所得税の白色申告で専従者控除を受けている配偶者や親族については、この欄に記入してください。
6 月中の総労働時間	家族従事者の平成15年6月1か月間の総労働時間数（1時間未満は切り捨て）を記入してください。たとえば、 <u>家族従事者が2人の場合は、2人の月間労働時間を合算した時間数を記入します。</u>
9 病床、入院患者の状況 (有床診療所のみ)	
許 可 病 床 数 (平成15年6月30日現在)	許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を記入してください。 ・(うち)療養病床は、療養病床（平成13年3月前は、療養型病床群のことをいいます。）の病床数を記入してください。 ・(うち)介護病床は、介護療養型病床を有する場合、その病床数を記入してください。
在 院 患 者 延 べ 数 (平成15年6月1か月間)	入院患者に係る在院患者延べ数は、6月1日から6月30日までの毎日24時現在の在院患者数を合計した数を記入してください。

10 外来診療の状況
(平成15年6月1か月間)

初診患者数は、外来における6月1日から6月30日までの毎日の初診患者数を合計した数を記入してください。

再診患者延べ数は、6月1日から6月30日までの毎日の外来患者数から初診患者数を差し引いた数の合計数を記入してください。

ここで初診患者及び再診患者とは、社会保険等による初診料及び再診料が算定できるような外来患者をいいます。外来患者のなかには往診等の患者が含まれます。

1か月間の休診日数は、6月中において1日中休診した日数(臨時の場合も含みます)を記入してください。なお、休診日に臨時に急患などを診療した場合も休診日としてください。

また、土曜日のように半日休診の場合は、0.5日で計算してください。

11 処方状況
(平成15年6月1か月間)

平成15年6月1日から6月30日の期間内の処方せん料の算定(院外処方)の回数及び処方料の算定(院内処方)の回数を記入してください。

○以下の項目は介護保険事業に係る収入のある施設のみ記入してください。

12 介護サービスの延べ利用者数
(平成15年6月1か月間)

施設サービス延べ利用者数は、診療所型介護療養施設サービスの対象となる者の6月1日から6月30日までの毎日の利用者数(短期入所療養介護を除く)を合計した数を記入してください。

居宅サービス延べ利用者数は、介護保険による訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等(短期入所療養介護を含む)の対象となる者の6月1日から6月30日までの毎日の利用者数を合計した数を記入してください。

短期入所療養介護分は、居宅サービス延べ利用者数の「うち数」を記入してください。(医療と介護の費用区分を行う場合は、前記の施設サービス延べ利用者数に加算し、居宅サービス延べ利用者数から差し引くこととなります。)

13 医療保険・介護保険適用の食事延べ提供数
(平成15年6月1か月間)

平成15年6月1か月間に提供した、病床及び通所サービスの延べ食数を医療保険・介護保険別にそれぞれ記入してください。

14 医療保険・介護保険適用の占有延べ床面積

次に該当する医療保険・介護保険適用の占有延べ床面積を小数点以下第1位を四捨五入して整数で記入してください。

なお、部門別構成については、参考資料(19頁)を参考にしてください。

〔病棟部門〕

病床の延べ床面積 医療保険・介護保険適用の病床(ナースステーション、処置室、食堂、廊下等の附属施設を除く患者用の居室)の延べ床面積をそれぞれ記入してください。

〔診療部門〕

通所・外来患者だけが利用する部分の延床面積を記入してください。

①通所専用面積

医療保険適用面積については、重度痴呆疾患デイ・ケア、リハビリテーション(理学、作業、言語療法等)、精神科作業療法、精神科デイ・ケア(ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケアを含む)の専用面積について記入し、介護保険適用面積については、通所リハビリテーション、通所介護の専用面積について記入してください。医療と介護で共用している諸室については、両者に重複計上してください。

②一般外来部・

待合ホール面積

各科診察室、処置室のほか医事、受付、各科待合ホール、カルテ倉庫などの諸室について記入してください。

「第2-1 収支」の記入要領 (調査票3頁)

○この調査票には、平成15年6月の医業に関連するすべての収入とこれに対応するすべての費用を記入してください。家計分は含めないでください。

なお、費用につきましては、介護保険事業を実施している場合には、「第2-2」の調査票へ医療保険分と介護保険分に区分し、医療保険分のみを記入してください。

○分院を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該診療所のみを推計して記入してください。

I 医 業 収 入 [調査票①～⑧欄]

6月中に提供した医療サービスの対価をそれぞれに記入してください。その月に提供した医療サービスの対価を記入するものですから、現金としてまだ入っていない場合でも6月分の実績に基づいて支払基金、国保連などに請求すべき金額及び現金として徴収すべき金額（患者負担など）の合計額を記入してください。

1 入 院 収 入 [調査票①～③欄]

(1) 保 険 診 療 収 入 (患者負担を含む) [調査票①欄]

入院患者の医療に係る収入で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、老人保健及び生活保護法、精神保健法、結核予防法等の公費負担医療について支払基金等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。いずれも6月中の診療分についての金額（未収分を含む）の総額です。

(2) 公 害 等 診 療 収 入 [調査票②欄]

公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。

(3) その他の診療収入 [調査票③欄]

自費診療収入、特別メニューの食事収入、特別の療養環境収入（特別室の特別料金徴収額）などの金額を記入してください。

2 外 来 収 入 [調査票④～⑥欄]

(1) 保 険 診 療 収 入 (患者負担を含む) [調査票④欄]

外来（往診を含む）患者の医療に係る収入で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、老人保健及び生活保護法、精神保健法、結核予防法等の公費負担医療について支払基金等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。いずれも6月中の診療分についての金額（未収分を含む）の総額です。

(2) 公 害 等 診 療 収 入 [調査票⑤欄]

公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。

(3) その他の診療収入 [調査票⑥欄]

外来患者の医療に係る収入で、自費診療収入による収入などの金額を記入してください。

3 その他の医業収入 [調査票⑦欄]

(1) 学校医・産業医の 手当、健康診断、予防接 種、各種検診等

学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、予防接種、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動収入を記入してください。

学校医・産業医の手当などを年払い、期払いなどの形態で受給している場合には、平成14年度（又は平成14年）の支給額（税込み）の1/12の額を計上します。

(2) その他の収入

医師会病院からの還付金、受託検査収入、臨時に他の医療機関を手伝って得た診療受託料、生命保険の審査料、文書料（診断書料）、各種手数料などの合計額を記入してください。また、受取利息・配当金、補助金（平成14年度において国、地方公共団体、その他から経常的費用の支出に充てるために交付されたもの）、退職給与引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などがあれば、平成14年度（又は平成14年）実績の1/12の額を含めてください。

保険査定減については、平成14年度（又は平成14年）の1/12の額を、この欄で減算し調整してください。

Ⅱ 介護収入
〔調査票⑨～⑬欄〕

施設サービス収入
〔調査票⑨欄〕

介護保険事業に係る収入がある場合には、これを「介護収入」の欄に記入し、医業に係る収入から介護収入を差し引いた収入を「医業収入」の欄に記入してください。

施設サービスに係る収入（短期入所療養介護を除く）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。ただし、いずれも6月中の施設サービス分についての金額（未収分を含む）の総額です。

また、特別な療養室料や、特別な食事料などの施設サービスに係る保険外の利用料による収入についてもあわせて記入してください。

居宅サービス収入
〔調査票⑩欄〕

居宅サービスに係る収入（短期入所療養介護を含む）で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。いずれも6月中の居宅サービス分についての金額（未収分を含む）の総額です。

また、通常の事業実施地域を超える送迎費や時間超過分の費用など居宅サービスに係る保険外の利用料による収入についてもあわせて記入してください。

（うち）短期入所療養介護
収入
〔調査票⑪欄〕

前記居宅サービス収入のうち、「短期入所療養介護」に係る収入の金額を記入してください。（医療と介護の費用区分を行う場合は、前記施設サービス収入に加算し、居宅サービス収入から差し引くこととなります。）

その他の介護収入
〔調査票⑫欄〕

要介護認定のための主治医意見書等の文書料収入等、前記の科目にない収入の合計を記入してください。

保険査定減については、平成14年度（又は平成14年）実績の1/12の額をこの欄から減算し、調整してください。

Ⅲ 医業費用・介護費用
[調査票⑭～⑳欄]

1 給 与 費
[調査票⑭欄]

給与費は次の(1)～(4)までの金額の合計額を記入してください。

(1) 給 料

常勤、非常勤職員(「第1基本データ」の記入要領参照)に対し平成15年6月中に支払った現金給与額(税込み)。

給料(本俸又はこれに準ずるもの)には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など職員に支払ったすべてのものが含まれます。

(2) 賞 与

年間の賞与、期末手当等の一時金をいいます。次の計算式で算定した額を賞与の額としてください。

個人立診療所

①平成15年の年間の賞与の支給額が確定しているとき

$\frac{\text{平成15年賞与支給総額(見込)} \times 1/12}{1}$

②それ以外るとき(賞与の支給額が確定していないとき)

$\frac{\text{平成14年賞与支給総額(実績)} \times 1/12}{1}$

個人立以外の診療所

$\frac{\text{平成14年賞与支給総額(実績)} \times 1/12}{1}$

(3) 退職金

$\frac{\text{平成14年度(又は14年)の1か年間に支払った額の1/12の額}}{1}$

(4) 法定福利費

法令に基づいて支払った以下の費用の合計額について記入してください。

○医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額(A+B+C+D)

・15年6月中に支払った給料に係る保険料及び拠出金の事業主負担額…A

・賞与に係る保険料及び拠出金の事業主負担額

以下の計算式で計算してください。

賞与*×医療保険料率×事業主負担割合…B

賞与*×年金保険料率×事業主負担割合…C

賞与*×児童手当拠出金率…D

*賞与は「(2)賞与」で算出した額(年間支給額の1/12の額)を使用してください。

なお、上記の計算式で算出が困難な場合は、以下の計算式で算出してください。

$$\text{Aの額} \times \frac{\text{賞与}^*1}{\text{給料}^*2} \dots (\text{B+C+Dに相当する額})$$

*1 賞与は「(2)賞与」で算出した額(年間支給額の1/12の額)を使用してください。

*2 給料は「(1)給料」で算出した額を使用してください。

○労働保険料(雇用保険、労災保険)の事業主負担額

・平成14年度(又は平成14年)実績の1/12

(うち)青色専従者給与費
[調査票⑯欄]

青色事業専従者(「第1基礎データ」の記入要領参照)に係る給与費を記入してください。

2 医 薬 品 費
[調査票⑩欄]

6月中に費消した医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。医薬品費とは投薬用薬品、注射用薬品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤、外用薬などの費消額をいいます。

3 材 料 費
[調査票⑪欄]

6月中に費消した材料について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

診療材料費 レントゲンフィルム、酸素、ギブス粉、包帯、ガーゼ、縫合糸、氷など1回ごとに消費するものの費消額

医療消耗器具備品費 注射針・筒、ゴム管、体温計、シャーレ、聴診器、血圧計、鉗子類などの診療用具、食器、ざる、食缶、鍋などの患者給食用具で6月中に使用を開始したものの費消額（払出額）

(うち)給食用材料費
[調査票⑫欄]

患者給食のために使用した食品の費消額

4 委 託 費
[調査票⑬～⑳欄]

検査、給食、寝具、洗濯、清掃、請求事務、経理、警備、各種器械保守など6月中に委託した業務の対価としての費用を記入してください。年間委託の場合は、契約額の1/12の額を記入してください。

(うち)検査委託費
[調査票㉑欄]

6月分の検査委託費の金額を記入してください。

(うち)患者用給食委託費
[調査票㉒欄]

6月分の患者用給食委託費（給食材料込みの委託を含む）の金額を記入してください。なお、患者用と職員用給食を一括して委託している場合には、給食数で按分するなどして、患者用給食に係る金額のみを記入してください。

(うち)医療用廃棄物委託費
[調査票㉓欄]

6月分の医療用廃棄物委託費の金額を記入してください。

(うち)医療事務委託費
[調査票㉔欄]

6月分の医療事務委託費の金額を記入してください。

(うち)その他の委託費
[調査票㉕欄]

6月分の前記の科目に属さない委託費の金額を記入してください。

5 減 価 償 却 費
[調査票㉖～㉘欄]

税務申告などのために作成した、平成14年（度）収支決算書の「減価償却費」の1/12の額を記入してください。

収支決算書などを作成していないため減価償却費の平成14年度（又は平成14年）実績がない診療所は、別添の「減価償却資産調（補助票）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。この場合、「減価償却費」及び「合計」の欄は未記入のままとしてください。

(うち)建物減価償却費
[調査票㉖欄]

建物の減価償却費を記入してください。

(うち)医療機器減価償却費
[調査票㉗欄]

医療機器の減価償却費を記入してください。

(うち)その他の減価償却費
[調査票㉘欄]

前記の科目に属さない減価償却費を記入してください。

6 その他の医業費用
〔調査票㉔～㉖欄〕

平成15年6月中に支払又は費消した金額を記入してください。
「その他の医業費用」に該当する費目は、「参考資料（16、17頁）」を参考にしてください。

（うち）土地賃借料
〔調査票㉔欄〕

6月分の土地賃借料の金額を記入してください。

（うち）建物賃借料
〔調査票㉕欄〕

第1基本データの「5医業用建物の保有形態及び延面積」で2.賃借、3.リース、4.その他の2～4の番号を○印で囲んだ施設は、6月分の建物賃借料の金額を記入してください。

（うち）医療機器賃借料
〔調査票㉖欄〕

6月分の医療機器賃借料の金額を記入してください。

（うち）その他の費用
〔調査票㉖欄〕

前記の科目に属さないその他の医業費用の全額を記入してください。

「第 2 - 2 収支」の記入要領（調査票 4 頁）

○この調査票は、介護保険事業に係る収入のある一般診療所のみ記入してください。

○この調査票へは、「第 2 - 1 収支」で記入していただいた収支のうち、「医業費用・介護費用」について医療保険分と介護保険分に区分していただき、そのうちの医療保険分のみを記入してください。

なお、費用の区分方法については、別添の「介護保険事業を実施している医療機関等の費用の区分方法について」を参照してください。

◆「費用区分 1」で記入する場合

「○「費用区分 1（医療と介護の区分方法で、原則として実際に要した費用の区分方法）」用」（4 頁）について、別添の「介護保険事業を実施している医療機関等の費用の区分方法について」を参考に費用区分を行い、そのうちの医療保険分の費用を記入してください。

◆「費用区分 2」で記入する場合

(1) 「○「費用区分 2（「費用区分 1」により算出が困難な場合の区分方法）」用」（4 頁）について、別添の「介護保険事業を実施している医療機関等の費用の区分方法について」を参考に費用区分を行い、そのうちの医療保険分の費用を記入してください。

(2) 「○「費用区分 2（「費用区分 1」により算出が困難な場合の区分方法）」用」につきましては、調査票「第 2 - 1 収支」の医業費用の科目のうち「給与費」、「その他の医業費用（うち）その他の費用」についてのみ費用区分を行い記入していただくものです。

なお、前記の科目に属さない医業費用につきましては、「第 1 基本データ」を基に事務局において、別添の「介護保険事業を実施している医療機関等の費用の区分方法について」の手順に従い区分させていただきます。